

第5回岡山県一般機械器具製造業最低賃金専門部会

議事録

1 日 時 令和7年11月19日(水)午後3時~

2 場 所 岡山市北区下石井1丁目4番1号
岡山第2合同庁舎 3階会議室

3 出席者 公益代表委員 片山 裕之
佐藤 吾郎
長谷川 珠子

労働者代表委員 国友 雅彦
西崎 知佳
山本 浩二

使用者代表委員 上田 哲也
菊山 章弘
鶴海 元

事務局 労働基準部長 政木 隆一
賃金室長 黒田 和美
賃金指導官 中本 弘一
監督監察官 諏訪 雅浩
労災補償監察官 木村 弘之

4 議 事

中本指導官

ただ今から、第5回岡山県一般機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。本日の審議は公開となります。傍聴希望の申し込みはございませんでした。

まず、定足数について報告申し上げます。本日は委員全員がご出席でございますので、最低賃金審議会令の定足数を満たしていることをご報告いたします。

本日御審議いただきます付議事項について説明いたします。

1 特定最低賃金額審議
でございます。

それでは、部会長、よろしくお願ひします。

佐藤部会長

皆さま、ご苦労様です。本日は前回に続き、3回目の金額審議を行います。

本日の専門部会は、公労使の三者が揃い公開としています。ただし、議事の進行において二者協議となる場合があれば、その部分は委員の皆さんのがんばりのないご意見をいただく必要があると考えますので、非公開とします。

初めに、岡山局の他産別の状況と他局の状況について伝達事項がありましたら事務局からお願ひします。

黒田室長

岡山局の他部会ですが、自動車・同附属品製造業が残っておりますが、金額審議中という状況です。また、新たに結審した他局はございません。

前回発効のことについてご説明させていただきましたが、前回説明の日付が変更となりますので、再度説明させていただきます。今日結審となり、答申まで得られたとしますと、最短で令和8年1月17日、土曜日の発効という流れになります。

佐藤部会長

何か質問等はございますでしょうか。

(特になし)

佐藤部会長

よろしいでしょうか。

それでは審議をはじめます。前回までのまとめを簡単にさせていただきます。

これまでの審議におきまして、労側からは、当初県最賃との優位性確保を踏まえプラス76円の提示があり、前回は歩み寄りと

してプラス 66 円の提示がありました。岡山県最賃との優位性、鉄鋼業と船舶製造業の引上げ額を考慮しての金額提示でした。

次に使側からは、当初プラス 31 円の提示があり、その理由としては、岡山県経営者協会の賃上げ率を踏まえると 47 円となるが、中小零細企業のことを考慮する必要があるということでの提示額、前回と考え方は同じであるが、歩み寄りとしてプラス 40 円ということでした。

双方、間違いありませんか、何か補足等はありますでしょうか。

(特になし)

佐藤部会長

双方から提示いただきました金額にまだ開きがある状況です。
そこで、本日、労使協議をまずされますか。

使用者側委員

まず労使ということですか。もう一回使側だけで話がしたいです。労側はどうされますか。

労働者側委員

こちらも最終確認ということで、少し時間をいただきたいと思います。

佐藤部会長

双方打合せ時間を 15 分くらいにしましょうか。

(労使委員同意)

佐藤部会長

それでは 15 分間打合せ時間をとりまして、3 時 20 分に公労、
公使の二者協議とし再開させていただきます。

黒田室長

それでは事務局で控室にご案内いたします。

(各側、公益委員と個別協議実施)

佐藤部会長

では、これより公労使の全体会議を再開いたします。

先ほど労使それぞれから金額提示がありました。

まず、労側からは 54 円の提示がありました。2025 年連合岡山
製造業平均賃上げ額を時間割にしたものということでの提示があ
りました。

使側からは、岡山県経営者協会の県内企業平均賃上げ率をもと
に 47 円を適用すべきだという主張、金額提示がございました。

労使それぞれ個別にご意見をお聞きいたしまして、歩み寄りの

金額提示をいただきました。まだ、それでも労使の金額には開きがございます。今後の審議の進め方について、いかがいたしましたか。もう一度、公労、公使で再提示していただくか、労使間で協議していただくか、いかがでしょうか。

使用者側委員 労使で話をしてみましょうか。それで一致しなければ公益に任せますか。

労働者側委員 そうしましょうか。

佐藤部会長 それでは労使間で協議をお願いします。公益委員と事務局は退室いたしますので、労使協議が終わりましたら、事務局に声をおかけいただければと思います。

(公益委員、事務局退室)

(労使協議後、公益委員、事務局入室)

佐藤部会長 それでは、全体会議を再開いたします。
労使協議の報告をお願いいたします。

使用者側委員 労使で話をしました。最終的に49円で労使合意となりました。
以上です。

佐藤部会長 ありがとうございます。
ただ今、金額提示をいただきまして49円引上げとして全会一致で結論を得ることができました。
発効日については法定発効とすることで、よろしいでしょうか。

使用者側委員 1月17日になりますか。

労働者側委員 最短でお願いします。

佐藤部会長 それでは皆さんの合意により効力発生日は法定発効、1月17日ということで了承されました。
では、この結論を会長あて報告したいと思います。
次に事務局から今後の日程など説明をお願いします。

黒田室長 本日付けで異議申出に係る公示を行います。公示期間は、12月4日、木曜日までとなります。

また、発効日につきましては、法定発効として最短で令和8年1月17日、土曜日となります。

佐藤部会長

では、事務局で報告文案の準備をお願いします。

黒田室長

報告文案を準備いたしますので、10分程度お時間をいただけますでしょうか。

佐藤部会長

それでは報告文案ができるまで休会とします。

(事務局で報告文(案)を準備、委員に配布)

佐藤部会長

それでは再開します。

事務局で報告文(案)を読み上げて下さい。

黒田室長

それでは、報告文(案)を読み上げさせていただきます。

(報告文(案)読み上げ)

佐藤部会長

ただ今、読み上げられました報告文(案)のとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

佐藤部会長

ご了解ありがとうございます。

本年8月4日の第514回審議会において、全会一致の場合は最低賃金審議会令第6条第5項を適用することとされておりますので、本専門部会の決議が審議会の決議となります。

では、事務局で答申文(案)を用意してください。

(事務局で答申文(案)を準備し、配布)

佐藤部会長

では、事務局で答申文(案)を読み上げて下さい。

黒田室長

答申文(案)を読み上げさせていただきます。

(答申文(案)読み上げ)

佐藤部会長

読み上げられた答申文(案)のとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

佐藤部会長

では、この内容で（案）を取りまして、番号を付して答申することといたします。

番号は岡賃審第 53 号になります。

(事務局、答申文を準備し部会長に手渡し、再度内容を確認)
(部会長より基準部長へ、答申文を手交)

黒田室長

ただ今、岡山労働局長宛て答申をいただきましたので、局長に代わりまして労働基準部長より御挨拶申し上げます。

政木基準部長

皆さん、大変お疲れ様でございました。お忙しいところ、3回にわたり金額審議いただきありがとうございました。無事全会一致となりましたので、今後公示等の手続を行いまして、迅速に発効して参りたいと思います。

今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

佐藤部会長

お忙しい中、皆さんの熱心な御審議をいただきまして、ありがとうございました。無事、答申することができました。
その他に何かありますか。

(特になし)

佐藤部会長

それでは、これをもちまして今年度の岡山県一般機械器具製造業最低賃金専門部会での審議を終わります。

委員の皆さん大変お疲れ様でした。